

(2) 「おおよそ 100mSv」は、

① おおよその値である。また、閾値ではない。なお、100mSv 未満の健康影響については、放射線以外の様々な影響と明確に区別できない可能性や、根拠となる疫学データの対象集団の規模が小さいことや曝露量の推定の不正確さなどのために追加的な被ばくによる発がん等の健康影響を証明できないという限界があるため、疫学的知見からは健康に影響があるともないとも言えず、言及は困難と判断した。

つまり、おおよそ 100mSv とは、健康への影響が必ず生じるという数値ではなく、食品について、リスク管理機関が適切な管理を行うために考慮すべき値である。

② 食品については、緊急時や平時を問わない評価の値である。

③ その値は、食品からの被ばくを軽減するための行政上の規制値（介入線量レベル）ではなく、放射性物質を含む食品の摂取に関するモニタリングデータに基づく追加的な実際の被ばく量について適用されるものである。

5 リスク管理との関係について

(1) 本年3月29日にまとめた食品安全委員会の「緊急とりまとめ」は、緊急時における取扱いを示したものであり、累積線量で示した今回の考え方は、緊急時の対応と矛盾するものではない。

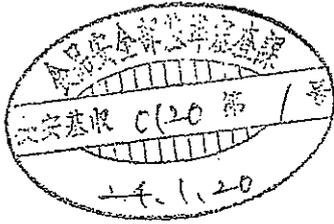
(2) リスク管理機関が、緊急時や平時の判断を行い、実行可能性や国際機関における対応その他の事情を勘案して、適切なリスク管理を行えば、生涯の累積線量としておおよそ 100mSv を超える措置を講じることも想定される。このようなリスク管理は、今回の評価結果と矛盾するものではないと考えられる。

(3) 今後、本評価を踏まえ、食品からの放射性物質の検出状況、日本人の食品摂取の実態等を勘案しながら、リスク管理機関において適切な管理措置がとられることを期待している。

(4) 食品安全委員会としては、国民の皆様の判断の一助となるよう、引き続き、できる限りの科学的な情報を提供していくとともに、リスク管理機関とともに丁寧なリスクコミュニケーションに努めていく。



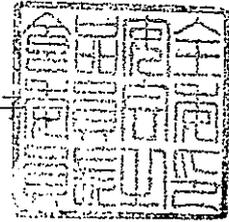
府 食 第 5 5 号
平成 24 年 1 月 19 日



厚生労働大臣
小宮山 洋子 殿

食品安全委員会

委員長 小泉 直子



食品健康影響評価の結果の通知について (回答)

平成 24 年 1 月 17 日付け厚生労働省発食安 0117 第 2 号により貴省から当委員会に
対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

このことについては、平成 23 年 10 月 27 日付け府食第 862 号により評価結果を通知
したところであり、その後、新たな科学的な知見の存在は確認できないことから、食品安全
基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容
及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

福島沖で採取した海産生物中の放射性核種濃度について

検査機関：(独)放射線医学総合研究所

平成23年6月21日に福島県小名浜沖(北緯37度、東経141度付近)の水深120～300mにおいて採取され、冷凍保管されていた海産物について放射性核種の測定を行った。

(1) 試料

カタクチイワシは魚全体を試料とした。マダラ、エゾイソアイナメ、アカガレイとミキガレイは筋肉部、内臓部、アラ部(筋肉と内臓をのぞく残りすべて、頭部、エラ、骨等を含む)に分別し、試料とした。スルメイカとダンゴイカ類は、筋肉部と内臓部に分別し、試料とした。ズワイカニは殻を除く筋肉と内臓を試料とした。各試料は灰化し、文部科学省 放射能測定法シリーズに記載の方法に準じて分析を行った。

(2) 結果

Ge 半導体検出器により検出された人工放射性核種は放射性セシウム (^{134}Cs および ^{137}Cs) と放射性銀 (^{110m}Ag) であった。また試料の化学分離を行った後に、 ^{90}Sr はベータカウンタ(測定：(財)九州環境管理協会)、Pu 同位体はアルファ線スペクトロメータにより測定を行った。各部試料中の放射性核種濃度を荷重平均して、海産生物中の濃度を求めた結果を表に示す。 ^{238}Pu は検出されず、 $^{239+240}\text{Pu}$ 濃度は事故前とほぼ同じ濃度レベルであった。

表 平成23年6月に福島県小名浜沖で採取した海産生物中の放射性核種濃度について

魚種	放射性核種濃度				
	^{134}Cs Bq/kg-wet	^{137}Cs Bq/kg-wet	^{110m}Ag Bq/kg-wet	$^{239+240}\text{Pu}$ mBq/kg-wet	$^{90}\text{Sr}^*$ mBq/kg-wet
カタクチイワシ	10.1	10.8	0.3	0.003	-
マダラ	27.5	30.2	0.2	0.019	検出限界以下**
エゾイソアイナメ	30.5	33.4	0.2	-	検出限界以下**
アカガレイ	63.3	68.8	0.1	0.008	検出限界以下**
ミキガレイ	13.2	14.1	0.8	-	検出限界以下**
スルメイカ	10.6	11.5	24.9	0.003	-
ダンゴイカ類	5.4	5.7	37.6	-	-
ズワイガニ	7.2	7.8	3.4	0.003	-

* ^{90}Sr は、魚類のアラ部(筋肉と内臓を取り除いた頭部や骨等)について分析を行った。

** 検出下限値は、30mBq/kg-wet である。

なお、試料採取は東京海洋大学、試料の分別や灰化には水産庁および(独)水産総合研究センター中央水産研究所の協力を得た。本成果は平成23年度厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業)において実施したものであり、また、結果の概要は平成23年12月22日に開催した薬事・食品衛生審議会放射性物質対策部会の、資料1別冊「食品の基準値の導出について」で報告されているものである。

